

ハラスメント防止指針

パール訪問看護リハビリステーション 岩槻

第1条（目的）

本指針は、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメントその他一切の不当な言動を防止し、全職員が安心して働ける職場環境を確保することを目的とする。

第2条（基本方針）

1. パール訪問看護リハビリステーション岩槻は、すべての職員が互いの人格と人権を尊重し、信頼関係に基づいて業務を遂行できる職場づくりを推進する。
2. ハラスメント行為を行った者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。
3. 管理者および職員は、ハラスメント防止の意識を高く持ち、日常業務においても適切な言動を心がける。

第3条（定義）

本指針における主なハラスメントの類型は以下のとおりとする。

1. パワーハラスメント：職務上の地位や人間関係を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為。
2. セクシュアルハラスメント：性的な言動により他者に不快感や不利益を与える行為。
3. 妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント：これらに関する制度利用や職務上の配慮を理由に、不当な言動や取扱いを行うこと。

第4条（相談・対応）

1. ハラスメントに関する相談窓口を設置し、職員からの相談を適切に受け付け、速やかに事実関係を確認のうえ、必要な措置を講ずる。
2. 相談者および関係者のプライバシーは厳重に保護する。
3. 相談したことを理由に不利益な取扱いを受けることはない。

第5条（教育・啓発）

事業所は、職員への研修・周知活動を通じて、ハラスメント防止に関する理解促進を図る。